

**静岡県告示第649号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定に基づき、瀬戸川朝比奈川非出資漁業協同組合（内共第16号）第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定に基づき次のとおり変更内容を告示する。

令和2年9月18日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 漁業権者の名称及び所在地  
瀬戸川朝比奈川非出資漁業協同組合 藤枝市平島665-63
- 2 漁業権の免許番号  
内共第16号
- 3 変更の内容  
別表のとおり
- 4 遊漁規則施行の日  
令和2年9月9日

別表

改正前				改正後			
(漁具漁法の制限) 第4条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄の漁業の方法により、ウ欄の区域内において、エ欄の期間中遊漁をしてはならない。				(漁具漁法の制限) 第4条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄の漁業の方法により、ウ欄の区域内において、エ欄の期間中遊漁をしてはならない。			
ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間	ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
全魚種	(略)	(略)	(略)	全魚種	(略)	(略)	(略)
全魚種	総ての漁具漁法	瀬戸川宮原頭首工下流端から下流 <u>20m</u> までの区域	周年	全魚種	総ての漁具漁法	瀬戸川宮原頭首工上流端から下流 <u>40m</u> までの区域	周年

附 則

この規則は、令和2年9月9日から施行する。